

鹿屋市国際交流員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 33 号

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市国際交流員任用規則の一部を改正する規則

鹿屋市国際交流員任用規則（平成24年鹿屋市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「訪問」の次に「、部活動や地域クラブ活動」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 任用団体の多文化共生関係事務の補助（外国人住民の生活支援事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言等）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。